

答え

- 1 ○
- 2 × 認知症に関する施策の総合的な推進等が追加されたのは5条
- 3 × 設置できるユニットは1以上3以下
- 4 × 管理者は兼務可
- 5 × 介護支援専門員はユニット毎ではなく事業所ごとに配置でOK
- 6 × 看取りも行う
- 7 × 看取り介護加算は死亡日以前45日からOK
- 8 × 原則10人以下とし、15人を超えないものとする
- 9 × やむを得ない事情がある場合には14日以内まで算定できる
- 10 × 逡減性が適用されるのは40件から（ただし、情報通信機器の活用または事務職員を配置していれば44件までは減算されない）
- 11 × 前3か月→前6ヶ月間
- 12 ○
- 13 × 利用者が医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席する必要がある
- 14 ○
- 15 × 入所者ではなく介護職員に対して行った場合に算定できる
- 16 × 栄養士×、管理栄養士の配置が必要
- 17 × 管理栄養士の配置は必須ではない
- 18 ○
- 19 × 自立支援計画は多職種共同で作成する（医師が行うのは入所者の医学的評価）
- 20 ○
- 21 × 第三者による外部評価の他に、自己評価を運営推進会議に報告・評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置づけたものでもOK
- 22 × 条件を満たせば電磁的な対応もOK
- 23 ○
- 24 ○
- 25 ○
- 26 × 3～48か月
- 27 × 所得に応じて、44,400円、93,000円、140,100円の3段階に分かれている
- 28 × 要介護認定前から介護予防・生活支援サービスを継続的に利用していた人に限り、要介護者も利用することができる
- 29 × 就労的活動支援コーディネーターを配置して、高齢者の社会参加等を推進する
- 30 × 市町村や地域包括支援センターなどにチームオレンジコーディネーターを配置して、「共生」の地域づくりを推進する